（ 資 料 提 供 ）
令和８年９月４日
産業政策課　中村
TEL：076-225-1507（内線 4444）

「いしかわ食文化振興行動宣言」（案）に関する意見募集について

１ パブリックコメント募集の趣旨

石川県では、食文化を全国で初めて条文化した「いしかわ文化振興条例」に基づき、県民一人ひとりが本県の食文化の価値や魅力を改めて認識し、担い手として主体的に参画していく気運を高めるため、その行動指針となる「いしかわ食文化振興行動宣言」を行うこととしております。

これに先立ち、宣言案を公表し、県民の皆様からのご意見を募集いたします。

２ パブリックコメント募集の概要

（１）募集期間

令和８年９月４日（金）～令和８年９月１８日（金）

（郵送については、令和８年９月１８日（金）必着）

（２）資料の入手方法

①以下のURL からダウンロードできます。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/syokubunka/publiccomment2026.html

②次の場所で閲覧、入手できます。

・商工労働部産業政策課（金沢市鞍月1丁目1番地、県庁12階）
・県行政情報サービスセンター（金沢市鞍月1丁目1番地、県庁1階）
・小松県税事務所（小松市園町ハ108番地の1）
・中能登総合事務所（七尾市小島町ニ部33番地）
・奥能登総合事務所（輪島市三井街洲衛10部11番1）

３ ご意見の提出方法及び提出先

所定のご意見用紙に住所、氏名、ご意見等を記入の上、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法でご提出ください。（電話や口頭によるご意見はお受けしません。）

＜提出先＞

（１）郵送　〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部産業政策課　基幹産業・食文化推進グループ

（２）FAX　076-225-1514

（３）電子メール　syoukou@pref.ishikawa.lg.jp

４ 寄せられたご意見の取扱い

（１） 寄せられたご意見は、本プランの策定にあたっての参考とします。

（２） ご意見に対して個別の回答はいたしませんが、ご意見の概要とそれに対する県の考え方について、後日公表いたします。

（３） 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表いたしません。